

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成16年1月13日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第6号 合併の期日について

合併の期日を平成17年 2月11日とする。

平成 年 月 日確認

参考

阿蘇中部3町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。(H15.1.7確認)

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

4月8日継続

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等(純部落有林を除く。)については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第8号 財産及び債務の取扱いについて(基金等)

- (1) 有価証券・出資権利については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国民健康保険関係基金以外の基金については、平成14年度決算後の標準財政規模のそれぞれ(15%)を持寄るものとする。
- (3) 債務については新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第9号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図り次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 3 町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等は、団体の理解と協力を得て統合等の調整を行う。
- (2) 3 町村又は複数の町村で、同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等は、制度の統一化に向けて調整を行う。
- (3) 町村独自で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等は、制度の経緯、実情を踏まえ新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を行う。
- (4) 各町村で実施している団体及び事業に対する補助金、交付金等で合併までに廃止できるものについては、廃止の方向で調整を行う。

平成 年 月 日確認

参考 財政計画（H15.10.24確認）における説明

- ・新市の場合、補助費等の単純合算額の平成 14 年度数値が約 22 億で類似市（山鹿市約 13 億）と比較しても非常に高いが、補助金及び助成金事業については、今後の合併協議での調整及び協議の結果に大きく左右されるため、現時点では判断し難いが、本計画では、合併しない場合の平成 16 年度数値を 15% 減で合併後 5 年間計上し、その後各年度約 1% ~ 3% 減で計上しています。

協議第 10 号 町、村、字名の取扱いについて

- (1) 町、村、字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。
一の宮町においては、「一の宮町大字 **」を「阿蘇市一の宮町 **」に置き換える。
阿蘇町においては、「阿蘇町大字 **」を「阿蘇市 **」に置き換える。
波野村においては、「波野村大字 **」を「阿蘇市波野村 **」に置き換える。

平成 年 月 日確認

協議第 11 号 国民健康保険の取扱いについて

10 月 14 日継続

- (1) 国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時に統一する。
なお、具体的には平成 17 年度から 3 方式（所得割・均等割・平等割）の採用及び税率の統一を行い、平成 16 年度までは旧町村の税率による。
- (2) 財政調整基金については、新市の国保会計の安定した運営を図るため、医療費の動向や法改正を考慮し、保険給付費の 15% に相当する額と定め、持ち寄る。
- (3) 国保税の納付については、合併後の納期は 10 回とし、納税奨励金については町税の取扱いに準じる。保険証の更新については現行のおりとし、滞納者の被保険者証の取扱いや、税の減免規則等については合併時に統一する。

なお、国保税確保のため収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図る。

- (4) 国保の給付内容については現行のとおりとする。ただし、国民健康保険法に改正があれば、それに準じる。
- (5) 高額療養費貸付については、窓口を社会福祉協議会に統一し、貸付限度額等については阿蘇町の例による。
- (6) 合併後の国保運営協議会のそれぞれを代表する委員の数は3名とし、原則として旧町村よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (7) 鍼灸券の交付については、阿蘇町の規則を基本として統一する。
- (8) 健康づくり事業のうち、合併までに、各種検診・各種教室については継続の方向で検討し、家庭常備薬配付・無受診世帯表彰・イベント助成等については廃止の方向で検討する。

平成 年 月 日確認

協議第12号 行政区の取扱いについて

- (1) 行政区については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (2) 区長の任期は、2年とする。区長の業務内容については、合併までに調整する。
- (3) 区の助成金については、新市で調整する。
- (4) 区長の報酬は、一の宮町の例により支給する。

平成 年 月 日確認

協議第13号 上・下水道事業の取扱いについて

7月8日継続

上水道（簡易水道）事業の取扱い

- (1) 上水道（簡易水道）の会計については、合併時に統合し企業会計とする。上水道（簡易水道）の電算システムについては、合併時に統一する。
- (2) 水道所管部署を設置し、上水道と簡易水道の係を置く。
- (3) 上水道（簡易水道）の使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 加入金については、合併までに調整する。
- (5) 施設維持については、新市において調整する。
- (6) 整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (7) 台帳については、新市において調整する。資産については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- (8) 公営の水道以外について、施設整備等の要望があった場合は対応するものとする。なお、その場合は規定の負担金を徴収する。また、公営の水道への加入については、地元の要望があれば受け入れるものとする。なお、その場合は規定の使用料を徴収する。

下水道事業の取扱い

- (1) 公共下水道の会計システム、加入金、施設維持、サービス、財務及び経理については、阿蘇町の例による。
- (2) 使用料については現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 整備計画については、新市において調整する。継続事業については、新市においても引続き実施する。
- (4) 台帳については、新市において調整する。
- (5) 資産については、新市に引継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第14号 合併前の事務事業に関する申し合わせについて

合併前の事務事業の取扱いについて、別紙のとおり申し合わせる。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成16年1月13日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 3月11日継続

- (1) 農業委員会の設置について
新市に1つの農業委員会を設置する。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の定数について
新市における選挙による委員の定数は30名とする。
- (3) 農業委員会の選挙による委員の任期について
3町村の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し引き続き1年を超えない範囲で新市の委員として在任する。
ただし、在任期間については新市の委員で協議してこれを決める。
- (4) 選挙区の設置について
特例期間終了後は、旧町村の区域による選挙区を設置して選挙を行う。
選挙区ごとの定数は次のとおりとする。
一の宮町選挙区9名、阿蘇町選挙区17名、波野村選挙区4名

協議第16号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

2月13日継続

納税組合については、存続させるものとする。
納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。
個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。